

専第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第17号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年6月4日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第4号

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第17号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度各務原市一般会計補正予算（第17号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

各務原市長 浅野 健 司

令和2年度各務原市一般会計補正予算（第17号）

令和2年度各務原市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,176,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,534,335千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 市税		21,369,888	1,160,590	22,530,478
	1 市民税	9,276,264	492,871	9,769,135
	2 固定資産税	9,526,049	505,948	10,031,997
	3 軽自動車税	336,832	34,463	371,295
	4 市たばこ税	650,000	94,309	744,309
	7 都市計画税	1,579,543	32,999	1,612,542
2 地方譲与税		402,840	54,349	457,189
	1 地方揮発油譲与税	90,000	23,662	113,662
	2 自動車重量譲与税	300,000	30,691	330,691
	4 森林環境譲与税	12,840	△ 4	12,836
3 利子割交付金		22,000	1,517	23,517
	1 利子割交付金	22,000	1,517	23,517
4 配当割交付金		70,000	18,579	88,579
	1 配当割交付金	70,000	18,579	88,579
5 株式等譲渡所得割 交付金		34,000	69,261	103,261
	1 株式等譲渡所得割 交付金	34,000	69,261	103,261
6 法人事業税交付金		105,000	16,302	121,302
	1 法人事業税交付金	105,000	16,302	121,302
7 地方消費税交付金		3,100,000	66,932	3,166,932
	1 地方消費税交付金	3,100,000	66,932	3,166,932

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
8	ゴルフ場利用税交付金	19,000	182	19,182
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000	182	19,182
9	環境性能割交付金	47,000	△ 6,146	40,854
	1 環境性能割交付金	47,000	△ 6,146	40,854
12	地方交付税	2,521,610	151,096	2,672,706
	1 地方交付税	2,521,610	151,096	2,672,706
13	交通安全対策特別交付金	15,000	2,902	17,902
	1 交通安全対策特別交付金	15,000	2,902	17,902
16	国庫支出金	26,754,036	503,710	27,257,746
	1 国庫負担金	6,570,947	13,418	6,584,365
	2 国庫補助金	20,031,232	490,292	20,521,524
17	県支出金	3,735,991	△ 45,166	3,690,825
	1 県負担金	2,348,388	101	2,348,489
	2 県補助金	1,035,191	△ 45,267	989,924
19	寄附金	613,466	△ 145,540	467,926
	1 寄附金	613,466	△ 145,540	467,926
20	繰入金	8,700,502	△ 400,761	8,299,741
	1 基金繰入金	8,700,502	△ 400,761	8,299,741
22	諸収入	1,020,402	12,593	1,032,995

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 延滞金・加算金及 び過料	20,001	1,801	21,802
	6 雑入	473,484	10,792	484,276
23 市債		4,115,222	△ 283,962	3,831,260
	1 市債	4,115,222	△ 283,962	3,831,260
歳 入 合 計		77,357,897	1,176,438	78,534,335

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		24,028,207	△ 387,727	23,640,480
	1 総務管理費	22,860,139	△ 387,727	22,472,412
3 民生費		15,634,885	0	15,634,885
	1 社会福祉費	5,957,602	0	5,957,602
	2 高齢福祉費	435,223	0	435,223
	3 児童福祉費	7,553,580	0	7,553,580
4 衛生費		4,895,423	△ 41,649	4,853,774
	1 保健衛生費	2,254,067	△ 41,649	2,212,418
	2 環境費	2,641,356	0	2,641,356
5 労働費		248,653	△ 113,312	135,341
	1 労働諸費	248,653	△ 113,312	135,341
6 農林水産業費		394,627	0	394,627
	3 農地費	207,885	0	207,885
7 商工費		2,937,420	△ 269,783	2,667,637
	1 商工費	2,937,420	△ 269,783	2,667,637
8 土木費		4,534,922	0	4,534,922
	1 土木管理費	340,625	0	340,625
	2 道路橋梁費	2,070,817	0	2,070,817
	4 都市計画費	1,128,486	0	1,128,486
	5 住宅費	775,523	0	775,523
9 消防費		2,359,142	0	2,359,142
	1 消防費	2,359,142	0	2,359,142
10 教育費		7,407,892	△ 146,942	7,260,950

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
	1 教育総務費	1,057,780	0	1,057,780
	2 小学校費	1,386,868	△ 98,259	1,288,609
	3 中学校費	669,079	△ 48,683	620,396
	4 特殊学校費	72,019	0	72,019
	6 社会教育費	1,170,911	0	1,170,911
	7 保健体育費	1,874,443	0	1,874,443
13 諸支出金		8,220,043	2,135,851	10,355,894
	2 繰出金	5,529,875	△ 12,149	5,517,726
	3 基金費	2,690,168	2,148,000	4,838,168
歳 出 合 計		77,357,897	1,176,438	78,534,335

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑨消防費	1 消防費	救急廃棄物処理事業	17
⑩教育費	6 社会教育費	鵜沼古市場遺跡C地区 発掘調査報告書刊行事業	374

第3表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 文 化 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	千円 8,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。	千円 7,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。
普通財産施設 整 備 事 業	7,900				7,700			
福祉センター 施設整備事業	600				500			
川島会館施設 整 備 事 業	14,400				13,200			
福祉の里施設 整 備 事 業	281,400				247,100			
保 育 所 整 備 事 業	144,900				112,600			
稲 田 園 整 備 事 業	3,700				3,300			
し尿処理施設 整 備 事 業	126,000				118,000			
ごみ処理施設 整 備 事 業	181,200				176,300			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
火 葬 場 整 備 事 業	千円 15,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、利 率見直し借 り入れるつ いて利率し の見直しを 行った後 は、当し 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 8,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、利 率見直し借 り入れるつ いて利率し の見直しを 行った後 は、当し 率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。
農 業 基 盤 整 備 事 業	6,300				3,300			
航 空 宇 宙 博 物 館 施 設 整 備 事 業	4,500				4,000			
道 路 橋 梁 事 業	623,300				605,600			
街 区 公 園 整 備 事 業	133,900				132,300			
都 市 再 生 整 備 事 業	9,600				8,700			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	22,000				15,300			
消 防 施 設 整 備 事 業	213,200				210,900			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	126,300				120,500			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中学校施設 整備事業	千円 113,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後には、当 該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。	千円 94,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内 〔ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後には、当 該見直し 後の利率〕	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。
特別支援学校 施設整備事業	18,100				14,700			
文化財施設 整備事業	4,900				4,300			
少年自然の家 整備事業	12,000				9,100			
図書館 整備事業	124,600				121,100			
体育施設 整備事業	297,100				289,800			
減収補填債	267,200				147,438			